越境リサイクルの評価と課題　―アジア・ヨーロッパの現状比較

東京大学大学院工学系研究科　学生会員　○吉田綾
東京大学大学院工学系研究科　正会員　荒巻俊也
東京大学大学院工学系研究科　正会員　花木啓祐

１．はじめに

日本においては、近年、アジアへの再生資源の輸出が著しい。経済活動のグローバル化の中で、生産拠点の途上国への移転が進むのに伴って、途上国における資源の需要が拡大している背景がある。このような状況から、国際的なリサイクルにより物質循環を実現することが必要との考え方が主張されつつある。昨年の産構審環境部会廃棄物・リサイクル小委員会国際資源循環ワーキンググループでは「持続可能なアジア循環型経済社会圏」の構想を推進していくべきという報告書もまとめられている。

一方、ヨーロッパでは、域内の廃棄物の越境移動に関する規制が緩和され、自由にモノが行き来できることから、国境を越えたリサイクルにも有効であるといわれている。そこで本研究では、ヨーロッパの再生資源の越境移動について調査し、アジア地域と比較を行った。

２．EU の廃棄物の越境移動に関する規制

国際的には、有害廃棄物の国境を越えた移動は抑制すべきという考えから、輸出国から輸入国に対する事前通告及び同意取得の手続きを義務付ける「バーゼル条約」が 1992 年に発効している。廃棄物の越境移動に関しては、1993 年に EU 理事会規則（Council Regulation）259/93/EEC が制定されている。同規則では廃棄物を非危険廃棄物のグリーンリスト（附表 II）と危険廃棄物のアンバーリスト（附表 III)、レッドリスト（附表 IV）として示している。処分目的での廃棄物の越境移動に関しては、輸出国から輸入国に対する事前通告及び同意取得の手続きが必要であるが、輸出国から輸入国へ通知後 30 日以内にすべての権限ある当局からこの発送に関する異議申し立てがなければ、許可証を発行することになっている。これは OECD 理事会決定の 60 日以内より短縮されている。

リサイクルを目的とするグリーンリスト廃棄物の越境移動は、ＥＵ域内では自由に行うことができる（事前通知の必要は無い)。2004 年 5 月からの新規加盟がみとめられた 10 カ国のうち、ハンガリー、ラトビア、マルタ、ポーランド、スロバキアへの廃棄物の越境移動に関しては、リサイクルを装った廃棄物の流入を懸念し、自由な移動を規制する移行措置が実施されることになっている。一方、非 OECD 諸国への輸出は厳しく管理されている。グリーンリスト廃棄物についても、輸入国に確認を求めてリストを作成している。これは各国ごとに事前通知を求める物質あるいは輸入を禁止する物質が異なるためである。

２．EU からの再生資源輸出の状況

EU15 カ国からの EU 域外への再生資源の輸出量は、鉄スクラップ 874 万トン、古紙 488 万トン、廃プラスチック 112 万トン、銅スクラップ 53 万トン、アルミスクラップ 49 万トンである（2003 年)。鉄スクラップの輸出先については、トルコとアメリカで 52%を占めているが、廃プラスチックの場合は香港と中国を合わせると 80%に達し、古紙でも中国、インドネシア、インドを合わせると約 6 割に達している。銅スクラップやアルミスクラップも半分以上が中国に輸出されており、多くの再生資源でアジア向けの輸出が多くなっている。

キーワード：再生資源　廃棄物　越境移動　リサイクル
連絡先：〒113-8656　東京都文京区本郷７－３－１　電話：03-5841-6248　FAX：03-5841-8530

図１は､ベルギー､フランス､ドイツ、イタリア、オランダ、イギリスの国別統計から廃プラスチックの輸出量を表したものである。ベルギー、オランダは 90 年代から対アジア輸出量が多いことから、早くから再生資源貿易の中継地として機能してきたと考えられる。それ以外の国は、1990 年代には EU 域内向けが多かったが､近年､アジアへの輸出の割合が増加しており、特にドイツおよびイギリスからのアジア向け輸出の伸びが著しいといえる。例えば 2002 年のドイツから香港・中国への廃プラスチックの輸出は 16.5 万トンにのぼり、特に回収された使用済み PET ボトルの 8 割は中国に輸出されているとも言われている。

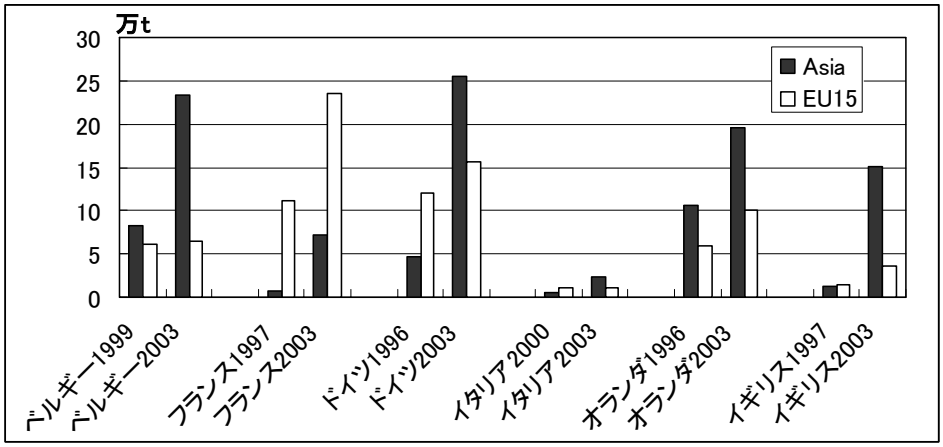

図１主なＥＵ諸国の再生資源の輸出先

３．EU とアジアとの比較

有害廃棄物の越境移動については、アジアより EU の方が活発に行なわれている。例えば日本における、リサイクル目的での輸出は 1,515 トンで、輸入は 4,320 トンに過ぎない。これに対してドイツは、230,283 トン輸出し、676,212 トン輸入している。EU のその他の国もＥＵ域内との輸出入がそのほとんどを占めており、EU 理事会規則の手続きの下で有害廃棄物等の域内での輸出入がスムーズになされていることが伺われる。一方、アジアにおいては EU のような統一した規制の枠組みがないため、効率的な運用という面で課題があるといえる。

再生資源については、特に 2000 年以降、EU からアジア地域への輸出が増えており、それに付随する環境汚染等も指摘されている。例えば、2003 年に、アイルランドからオランダやベルギー経由でインドやシンガポールに輸出されようとしていたグリーン廃棄物が摘発されている。アイルランドでは、焼却が抑制されたことから埋め立て費用も上昇しており、そのため紙やプラスチック容器、衣服、ガラス、木屑、カーペットなどの家庭ごみが混入されていた。2005 年 3 月の中国の報道においても、イギリスからグリーン廃棄物名目で輸出された再生資源が、実際はリサイクルできない「ごみ」であるとして非難されている。

４．おわりに

有害廃棄物については EU の方が、アジアに比べて国際的にリサイクルを効率的に行っているといえる。しかし、グリーン廃棄物（再生資源）については、EU 域内とアジア域内という意味では必ずしもそうともいえない。廃棄物の越境移動では、アジアでは香港が経由地としての役割を果たし、EU ではオランダ・ベルギーが経由地の役割を果たしている。最近の再生資源の越境移動においては、EU・アジアともに共通の課題（グリーン廃棄物に付随して輸出される有害廃棄物による環境汚染）を抱えているといえる。

今後は、このような国境を越えたリサイクルが、EU あるいはアジアの各国内における、リサイクル法および循環型社会の構築に与える影響を分析することが必要であると考えられる。

参考文献

「環境先進国の実像：ドイツの挑戦と限界　使用済みペットボトル、中国へ」『毎日新聞』2004 年 12 月 11 日。
小島道一編『アジアにおける循環資源貿易』アジア経済研究所（印刷中）